

令和元年6月13日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03254

研究課題名(和文) 神社争論をめぐる紛争処理システムの研究 朝廷・幕府の裁判を中心に

研究課題名(英文) Research on dispute settlement system over Shinto dispute

研究代表者

中川 学 (NAKAGAWA, Manabu)

東北大学・高度教養教育・学生支援機構・准教授

研究者番号：60250651

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：日本近世における宗教をめぐる紛争とその解決に関する研究は少なく、議論も幕府・朝廷の主導権争いという枠組に止まっていた。これに対し、申請者はかつて神社紛争において、幕府・朝廷双方による交渉で解決方法を決定していたことを明らかにした。交渉に基づく紛争解決が生まれた歴史的背景は、朝廷の力を希求する新たな社会の動きとそれに対応した朝廷による紛争解決機能の変化にあるのではない。

本研究では、京都・上賀茂神社を対象に、18世紀における諸紛争の構造を朝廷との関係を中心に明らかにするとともに、紛争をめぐる朝廷・幕府の裁判と朝幕交渉とを検証し、朝廷の紛争解決機能の変化とその政治的・社会的背景を追究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世日本における宗教紛争とその処理・解決の具体的実態を描く本研究は、宗教をめぐる紛争解決という現代的課題の考察に資するものである。

また、前近代の日本における諸紛争の争点と背景、紛争処理プロセスの実態を可能なかぎり解明し、現代の紛争解決のあり方を考えるための示唆を、歴史学の分野から提供することにつながるだろう。

研究成果の概要(英文)：There has been little research on religious disputes and their solutions in the early modern Japan, and the debate has remained in the framework of the Shogunate / Court battle. On the other hand, the applicant revealed that in the Shinto dispute, the solution was decided by negotiations by both the Shogunate and the Imperial Court. The historical background of the dispute resolution based on negotiations may be the new social movement that seeks the power of the court and the corresponding change in the dispute resolution function by the court.

In this research, we clarify the structure of disputes in the 18th century, focusing on the relationship with the court, and examine the trial of the court and the shogunate over the dispute and morning curtain negotiations, targeting Kyoto and Kamigamo Shrine. We clarified the change of the dispute resolution function of the court and its political and social background.

研究分野：日本近世史

キーワード：神社争論 訴訟 上賀茂神社 朝廷 幕府

1. 研究開始当初の背景

日本近世における宗教をめぐる紛争とその解決に関する研究はいまだ少なく、議論も幕府・朝廷の裁判をめぐる主導権争いという枠組に止まっていた。これに対し、私は18世紀半ばの神社紛争において、幕府・朝廷双方が裁判を譲り合い、交渉で解決方法を決定していたことを明らかにした(中川学「神社争論をめぐる朝廷と幕府の裁判」2015)。幕府・朝廷の主導権争いから、交渉に基づく紛争解決へと変化した歴史的背景は、朝廷への訴訟を希求する新たな社会の動きとそれに対応した朝廷による紛争解決機能の変化にあるのではないかと、本研究開始の背景はこの疑問にあった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、京都の巨大神社である賀茂別雷神社(通称:上賀茂神社)を対象に、18世紀における諸紛争の構造を朝廷との関係を中心に明らかにすること、紛争をめぐる朝廷・幕府の裁判と朝幕交渉とを検証し、朝廷の紛争解決機能の変化とその政治的・社会的背景を解明することにある。

3. 研究の方法

(1)2016年度には東京大学史料編纂所・東京都中央図書館・宮内庁書陵部等における神社争論に関する基本資料を収集した。宮内庁書陵部所蔵の「社司氏人訴論裁許記」「社家出入大旨」「賀茂混乱之儀二付、内々嘆願状」などがあげられる。あわせて、本年度には「近世の宗教と社会研究会」(静岡市で開催)に参加し、神社関係史料に関する情報交換・情報収集をおこなった。

(2)2017年度には、東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部等における神社争論に関する基本資料を収集し、調査・分析を進めた。具体的には、宮内庁書陵部所蔵の「社司上表記」や仏教大学附属図書館所蔵の「権祝上表記」などがあげられる。これを踏まえて、7月には「近世の宗教と社会研究会」(学習院大学で開催)において「近世上賀茂神社における神社内争論について」と題する研究報告をおこなった。また12月にも同研究会(京都東本願寺で開催)に参加し、宗教関係の史料や研究に関する情報交換・情報収集をおこなった。

(3)2018年度には、東京大学史料編纂所等における神社争論に関する基本資料についての補足調査・分析を進めた。また、7月には「近世の宗教と社会研究会」(早稲田大学で開催)に参加し、宗教関係の史料や研究に関する情報収集をおこなった。これらを踏まえて、研究の成果の1つを、中川学「近世の神社内争論と天皇・朝廷 - 上賀茂神社の社職補任をめぐる争論から」(『新しい歴史学のために』294、京都民科歴史部会、14頁、2019.5)として投稿・公表した。

4. 研究成果

(1)賀茂社の神社内争論の構造

国家祭祀を担う賀茂社の社職=社司は勅任職で、朝廷から補職を受けていた。慶安期・承応期には、賀茂氏のなかの特定の家が社司を独占していたため、氏人らが欠職の社司への補任を求めて訴訟をおこなっていた。それらは氏人間、氏人・社司間、社司間という3つの構造をもっていたことが明らかになった。

(2)争点と裁許の結果

氏人らは先例と神役の実績、「転任」の社法を主張して、社司への補任を訴えていた。これに対し、社司側は社司・氏人間の区別と譜代=家職であることを根拠に抵抗する。しかし、朝廷は先例の「理運」(道理)を理由に、氏人の社司補任を認めるという画期的決定をおこなっていた。これ以降、氏人の社司補任が増加し、彼らは欠職状態が続いていた摂社の社司に就任していった。これらの動向のなかで特に注目すべきは、氏人の社職補任方法が、氏人中による相談により相応の人物を賀茂伝奏に推挙して任じられるという能力主義とされた点である。これは氏人が諸争論を通して獲得した大きな成果・権利であり、賀茂社の社司補任の新たな特質といえるものである。

(3)社職補任をめぐる争論処理システム

争論の処理は、主に賀茂伝奏による先例の吟味と争論当事者への尋問などを踏まえ、朝廷の詮議と呼ばれる場でなされていた。詮議による補任とは、関白を中心とした賀茂伝奏・武家伝奏との議論と議奏による奏聞を経て、最終的には天皇の許可(勅許)で決定されていた。朝廷は一貫して氏人側の主張する「転任」の社法を支持し、補任の判断に際しては、先例の「理運」(道理)を重視していたのである。

社職補任には天皇の勅許が不可欠であり、その決定にも影響力があったことは疑いない。後西天皇が氏人の社司補任に抗議した社司の総辞職に激怒して、彼らを解任し、社司数の大幅削減を命じた点からもその影響力がうかがえる。しかし、氏人の社司補任決定時に、後西天皇から氏人鼻眞の判断との疑念が示されたにもかかわらず、結果として勅許がなされ、賀茂伝奏か

ら氏人の社司補任を促進する旨が氏人へ示されていた。つまり、社職補任をめぐる争論処理が朝廷としてシステム化し、天皇をも規定していたと考えられるのである。

(4)残された課題

当該時期における争論と幕府との関わりについては、十分明らかに出来なかった。但し、争論のなかで、京都所司代が賀茂の社家や社法に「不案内」であるため、朝廷で内々に吟味をすべきと伝えていた点は注目される。拙稿 2015 によると、18 世紀半ばの賀茂社の社司・氏人間争論において、朝廷・幕府間の交渉を基本として争論処理がなされていたことが明らかになっている。これら朝廷・幕府をトータルでみた争論処理システムの成立・展開過程の検討が今後、求められることになるであろう

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

中川学「近世の神社内争論と天皇・朝廷 - 上賀茂神社の社職補任をめぐる争論から」(『新しい歴史学のために』 294、京都民科歴史部会、25-41 頁、2019.5)

〔学会発表〕(計 1 件)

中川学「近世上賀茂神社における神社内争論について」、2018 年 7 月、「近世の宗教と社会研究会」(学習院大学で開催)。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。